

上廣国際日本学フェローシップに基づく大学院生等の受入れに関する申合せ

〔令和 7 (2025) 年 5 月 2 2 日 決 定〕

1. 上廣国際日本学フェローシップに基づき国際日本文化研究センターで受け入れる大学院生等については、人間文化研究機構外来研究員規程（平成 1 6 年規程第 6 7 号）第 2 条第 8 号に規定するもののうち、日本文化研究のため来所できることとする。
2. 施設利用等については、外国人来訪研究員に準じて取扱うこととする。

附 則

この申合せは、令和 7 (2025) 年 5 月 2 2 日から施行する。